

葦津耕次郎の政治観

京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程

西 矢 貴 文

はじめに

第一次世界大戦後、国際環境の変動、社会主義とデモクラシーの浸透などによって昂まる思想的危機感を背景として、雨後の筈のごとく数多くの所謂民間右翼団体が簇出したことは周知の通りである。さらに、それらの団体の中には、天皇を「変革のシンボル」として国家改造を目指し、後の昭和維新運動の母胎となるものが含まれ、明治以来の伝統的な国家主義団体とは異なる性格のものであつたことが既に指摘されている。⁽¹⁾

そしてここにも一人、やはり強烈な危機意識をもつて國家の再生のために奔走した神道人がいる。葦津耕次郎「明治十一（一八七八）～昭和十五（一九四〇）年」、その人である。彼もまた、「昭和維新」を唱えたが、それは彼の神道者としての信仰に導かれたもので、独自の世界観に彩られている。

大正初年に秋山真之を介して川面凡児の神道教学と出会った葦津は、そこに自らの信仰を体系的に表現しうる言説を見出し、以後の彼は川面のタームを使用しながら国家再生を導く鍵を説いてゆくこととなる。⁽²⁾こうして大正期以後の葦津は、鉱山業や社寺建築業を営む一方で、危殆に瀕する国体を憂えて、その危機の克服のために種々の活動を繰

り広げるようになった。とりわけ、眞の祭祀の復興と祭政一致の実現こそが救国の唯一の方途であると捉えて現実政治の变革を希求し、そのために神社界のみならず政界官界など諸方面へ積極的にはたらきかけたのであった。

本稿では、神道者としての葦津が、その信仰から導かれた国体觀にもとづいて展開した政治論を考察するにあたり、従来ほとんど一般の耳目に触れることがなかつた彼の言説を粗述することで、その思想内容の一端を紹介することを一つの目的とし、さらに若干の分析を加えることを通じて、葦津耕次郎の政治觀を明らかにする手掛かりとしたい。

一、祭政一致

明治四十一（一九〇八）年六月、葦津はそれまで奉仕していた筥崎宮を退社した。これ以後、在野の神道人として精力的に活動する彼は、神道論のみならず国体や国政に関する多くの言説を、特に第一次世界大戦後のころから公にしてゆく。

そこには、行過ぎた西欧化、明治末期から進行する「國家」の後退、個人主義の擡頭などに対する危機感とともに、ロシア革命の衝撃と共に産主義の脅威、浸透するデモクラシーの潮流など国体の根基を大きく揺るがす思想状況に対して、神道家として如何に処してゆかかという焦燥感が如実にあらわれている。

「今ヤ世界ノ大戰ハ、一變シテ、世界思想界ノ混乱ヲ來シ、陽二人道ヲ唱ヘテ、陰ニ弱者ヲ虐待シ、表ニ正義ヲ稱シテ、裏ニ暴戾ヲ恣ニシ、優勝劣敗、弱肉強食、殆ント名状ス可ラサル暗黒世界ヲ現出セリ。此時ニ際シ、是等世界ノ人類ヲ救濟シ、萬國ヲシテ永久平和ノ慶福ニ浴セシムルハ、唯獨リ天祖ヨリ繼承シ給ヒタル至明至正ノ天德ヲ享有シ給フ天皇ヲ俟ツノ外、又他アラザルナリ。是レ即チ天皇ノ大使命ナリ、大天職ナリ。而シテ、其大使命、大天職ヲ、大完成セサセ給フハ、一二其天德ヲ奉戴セル我國臣民ノ努力ヲ要スベキ一大任務」⁽³⁾

であるにも拘らず、肝心の国民は「放縱奢侈淫蕩無恥ノ世界ヲ現出シツツアル」、という為体である。⁽⁴⁾

言うまでもなく、これは葦津のみならず多くの人達が共有した認識であつたろうが、どのようにしてこの思想的危機を乗り越えるかという点で葦津は、祭政一致の国體の顯現にその方途を求めていたのである。

「我國を稱して、祭政一致の國と云ふが、本來祭祀と政治とは裏と表であり、本と末であり、體と用である。

例へば、祭祀は精神にして、政治は肉體の如きものである。故に祭祀の精神が政治の肉體を指導すればこそ、完全なる政治を行ふ事が出来る」⁽⁵⁾、

と論じた彼は、統治の主体である天皇による政治が全きものとなるためには、祭祀が眞の祭祀になる必要があることを痛感していた。

曰く、「抑々、我國は祭政一致の國體である故に、古來祭祀によりて神と、天皇との不二一體を圖り、神の心、即、天皇の心、天皇の心、即、神の心として政治を行つたもの」であり、「祭祀なるものは純眞なる人類自性の發揮にして、人間最高精神顯現の唯一方途である。之の最高精神を以て、社會、國家を善化し、美化するのが政事である。故に、政事の體は、祭祀であり、祭祀の用は、政治であらねばならぬ」。しかし、現今の状況は祭祀と政治が分離しているため、「我國目下の急務としては、祭政一致の實現、即祭祀を祭祀たらしめ、政治を政治たらしめることが最も肝要である。祭祀が眞の祭祀とさへなれば、政治は自ら眞の政治となるのである。祭祀が眞の祭祀たらざれば、政治は千年を待つとも改められないものである。それは祭祀が體で、政治が用であるからである」⁽⁶⁾。このように述べた葦津は、政治の腐敗、墮落は、祭祀を墮落させた神道家がその責めを負わねばならず、「死せる神道」⁽⁷⁾が一日も早く本然の姿に立ち返ることを強く求めたのであった。

右のように、祭祀を通じて神と不二一体となつた天皇が行う政治を、葦津は昭和七（一九三二）年十月立案の「昭和維新案」において、「シラス」政治と表現するに至つた。

周知の通り、「シラス」は、「ウシハク」に対立する概念として、大日本帝国憲法制定時に、井上毅が天皇による統治の正統性を保障するものとして用いた古語であり、「古事記」における大国主神の國譲りの場面で天照大神によつて下される神勅にみられる表現である。井上は、「ウシハク」（大国主神の支配）が私有、所有を表すのに対し、「シラス」（皇孫の支配）は、天皇の君徳に基づく統治を指すものとしている。⁽⁸⁾ 基本的には、葦津の理解も同様であり、「ウシハク」と云ふ語は、私有又は力制と云ふ意味にして「シラス」は、統治又は徳治と云ふ意味である。……即ち大國主神の國土經營は利己的、功利的、強制政治であつたが、將來は、皇孫の絶對的、道徳的、統治政治であらねばならぬと云ふ神勅である⁽⁹⁾、としている。

では、「シラス」政治は何を実現しようとするのだろうか。後年の文章であるが、それは次の様に端的に表現されている。

「「知らす政治」の道義は親切を以て生命とするものである」。⁽¹⁰⁾

「我國は肇國以來「知らす政治」であり「親切政治」である」。⁽¹¹⁾

こうして、「シラス」は「親切」という一語に凝縮されて、

「國政の運用は親切を基礎として法律規則を活用せねばならぬ。換言すれば親切を行ふ事が政治の目的であつて、法律規則は其目的の爲のものであつた」、⁽¹²⁾

と述べることで、天皇による政治が実現すべきは「親切」「いつくしみ」という価値であることが明らかになる。では、親切政治とは、どういうことであろうか。

それは、「人類萬有をして其の處を得せしむる政治」であり、「自他を一體とする政治」であつて、これに對置されるのが自己を主とする「主宰政治」、つまり「常に利己的功利的」な外国の政治である。⁽¹⁴⁾ だからこそ、日本、アジア、ヨーロッパを問わず、その民族の固有性、すなわち天分自性を尊重し発達大成させることができるシラス政治の実行

が、世界人類を平和幸福に導くことが出来るわけであろう。⁽¹⁵⁾しかし、現実には明治以来、学者や為政者達が利己的な歐州の政治思想に陶酔して、我国の政治までもウシハク政治としてきたことが国体を破壊し、国難を招く結果となつてしまつたと指弾している。

では、天皇のシラス政治はどのようにすれば可能となるのだろうか。道義と政治が一体となつた概念である以上、制度論や政策上の技術論などで説明のつく問題でないことは容易に想像がつくだろう。

何故、欧米を始めとする諸外国においてはシラス政治が行われえないのか。葦津は、他国における政治は利己的功利的であるために、本来的に利己のみで満足することのない人類は宗教にその役割を求め、「實生活と心の生活との二元國家」を現出する結果となつてしまふがゆえであるとしている。一方、我が國がそのような二元化を免れるのは、「肇國以來彌陀以上の彌陀、ゴット以上のゴット、天帝以上の天帝」であり「道義の根本體なると同時に政治の根本體であらせらるゝ」天皇が実在するがゆえである。⁽¹⁶⁾しかし、天皇の政治が無条件にシラス政治となるわけではない。そこで鍵となるのが、「祭政一致」の語である。

「皇位の尊嚴は「祭祀」に依つて其の尊さを致す。天皇は我が立國の本義を如實に顯はせる祭祀を通じて、其の至高至明の君徳を養ひ給ふ。此の徳によつて天皇は天下を統治し給ふ。祭祀を他にして、天皇の明徳を成就し給ふの途あることなく、此の本義を明かにするに非ざれば、我が皇統の萬世一系なる所以を知ることを得べからず」。⁽¹⁷⁾そもそも、立國の本義とは、「天孫降臨に際し、天照大御神の降し給へる三大神勅即ち是なり。三大神勅とは何ぞや、齋鏡齋穗、神籬磐境、天壤無窮の三大神勅即ち是なり。此の神勅に基き、世界の正義と人類の平和を確立」することである。であるなら、三大神勅と祭祀と政治の関係は、どのように考えられるだろうか。葦津によると、大嘗祭こそが「齋鏡、齋穗」「神籬、磐境」の最も完全なる祭祀行事であり、神嘗祭と共に祭祀の根本である。そして、

「政治の要は、國民生活を完全に暢達せしむるにある。國民生活の規準は、天皇御生活にして、天皇御生活の

御規準は、大嘗祭である。大嘗祭は、我が立國の生命たる世界平和、神國顯現の唯一方途として降されたる、「齋鏡、齋穗」「神籬、磐境」の神勅の最も完全なる御實行であるからして、祭政一致と云ふ」のであり、大嘗祭の執行を通じて神格を完成させる天皇こそが、この国を統治し世界平和を実現しうると信じたのである。

「此の大儀（大嘗祭と神嘗祭——引用者註）に依つて、天皇は親らママ天御中主大神、天照皇大御神の御神格に歸り給ひ、往古高天原に於て、天照皇大御神の、宇宙六合を照し給へるが如く、又御歴代皇祖皇宗の、億兆を撫育し給へるが如くに、普く國民を統べ治め給ひ、又廣く世界人類の上に光被し給ふ。是れ即ち、天皇御神格の完成にして、茲に至つては既に何者の對立もなく、又何等の鬭争もなき、至高絶對の御境地に立たせられ、祭政一致の眞諦を具現し給ふ。此の御神格を、鍊成顯揚し給はんが爲めには、……常に祭祀の本義に則らせ給はざるべからず。斯くて君徳彌が上にも明かに、皇道の本義益々顯はれ、天皇の知す所、萬象悉く和して億兆其の所を得、爰に政治の最高理想を實現するに至る」⁽¹⁸⁾、

のである。さらに大嘗祭のみならず日々の生活においても、大嘗祭の精神に則った祭祀の実行とそれに基づく生活によつて始めて、天皇はシラス政治を行うことが可能となる。すなわち、

「御一代、一度行はせらるゝ大嘗祭は、「齋鏡、齋穗」「神籬、磐境」の最も完全なる祭祀行事にして、神格の體驗、體察、體得により、神格の煥發、顯現の御行事である。而して天皇御一代を通じての、御生活の規準と遊ばざる、祭祀である。……御日常の生活は、何れも皆、大嘗祭の御精神、御形式に準據し給ひつゝ、百政を總攬し、億兆を統治し給ふのである。是れが即ち祭政一致と云ふのである」⁽¹⁹⁾。

祭祀なくして天皇は現御神として顯現し、また君徳に拠る政治を行ふことは不可能であると考えたからこそ、天皇のあるべき姿、為すべき行為についても厳しい目をもつて見ていたことが次の文章から窺知することができる。それ

は病弱であつた大正天皇とその輔弼者に対する苦言である。

「實ニ明治天皇ハ、毎朝、皇祖大神宮御遙拝ノ後ニアラザレバ、政務ヲ聞召サザリシモノデアル、然ルニ、頃者、遙ニ宮中ノ御有様ヲ窺フニ、或ハ理知技巧ノ人習タル、枝葉末節ニノミ心奪ハレ、天德御修養ノ神習ヲ御勸メ申ス事、疎ニナリ居ラズヤヲ、憂フルノデアル若シ余ガ憂ニシテ眞ナリトセバ、ソレコソ國家ノ一大事デアル。尊貴モ亦、御肉體ヲ有セラルル以上王體ノ御健康ナランコト、最モ大切デアル、抑々健全ノ精神ハ健全ノ肉體ヲ形成シ、健全ノ肉體ハ健全ノ精神ヲ宿スモノデアル、結局精神ト肉體トハ不二一體ノモノデアル」⁽²⁰⁾、

としたうえで、精神と肉体の鍛練のためには弓道が最高であり、「兒戯ニ等シキ」ゴルフやテニスは精神が伴わず天皇の為すべきものではない、と論じている。

そして、祭政一致の国体の顯現のためには、ひとり天皇のみならず、国民にあつても祭祀の精神に基づく生活が当然求められたのであった。

「國民の生活は、天皇の御生活に神習ひに習ひ奉りて、氏神祭祀、及び祖先祭祀の執行によりて、八百萬神たるの神格を發揮、顯現しつゝ、天皇御生活の御生命たる、世界平和、即ち神國實現に貢献し奉らねばならぬ。之が即ち國民の生活であり、道徳であり、信仰であり、生命である」⁽²¹⁾。

ここで改めて問題となるのは、実際に天皇政治を輔弼し、国政を運用する為政者の心構えであろう。
「我國總理大臣たるべき者は勿論、苟も國務大臣たるものは皆この、天照皇大御神の御心即天皇の御心を心とする人でなければならぬ」⁽²²⁾。

それは、「君徳ノ隆頽ハ則民風ノ隆頽ナリ、故ニ國政ノ最重最要ハ君國輔弼ノ大任ナリトス、總理大臣以下各大臣ハ共ニ皆君徳輔弼ノ重責ニアリ、日常心身ヲ修メテ以テ、上ハ君徳ヲ輔弼シ下ハ範ヲ天下ニ示スベキナリ、就中内大臣ニ至リテハ、常時輔弼ノ大任ヲ有ス、日夜君側ニ侍シテ至誠ヲ薦ムベキモノ」であるからだが、彼らの実態は山野

河海に遊ぶのみならず、「或ハ私利ヲ營ミ、或ハ黨略ニ耽り、以テ君徳ヲ汚シ、民風ヲ破り、爲メニ萬衆ヲ塗炭ノ苦ニ陥レ怨聲ヲ天下ニ彌漫セシメ」⁽²³⁾ 始末であつて、國民道徳の頽廢は一にかかつて為政者の誘致によるものであると、彼らの改心を強く求めてゐる。

とりわけ、天皇を常時輔弼する内大臣の役割を重視し、その職責は「國務ノ最モ重大ナルモノ」であるが、歴代の内大臣は無為無能であり、その重責を果たし得なかつたので、内大臣府に顧問官を設置することも提案してゐる。⁽²⁴⁾

以下、節を改めて、祭政一致の国体を実現する上で、帝国議会や政党を如何なる存在であると葦津が考えていたのかを見てゆきたい。

二、議会・政党

言うまでもなく、帝国議会は帝国憲法によつて設置され、天皇の立法権を協賛すると位置づけられた機関である。

この帝国議会が、「餓鬼の陳列場」⁽²⁵⁾となつてゐると、大正八（一九一九）年の「神集神議と帝國議会」のなかで葦津は憤激している。それはまさに、前年の米騒動の嵐から原敬による政党内閣の成立、そして同年のパリ講和会議、ベルサイユ条約という、内外ともに歴史の大きな波が押し寄せてゐる時にあたる。国体の危機が声高に叫ばれるなか、天皇の統治を協賛する議会が、なぜ、そのようになつてしまつたのか。

「是れ全く學者が日本の憲法を外國の輸入品でもあるかの如く心得、外國の國體や歴史を基礎として解釋したからである。又國民一般も此間違の學者に誤られて共鳴したからである。而して其結果我國に於ては許す可らざる政黨を組織せし爲めである」。

ここでは、二つの理由が挙げられている。一つは、帝国議会が基づく帝国憲法の解釈が誤つてゐること、一つは、

その結果として政党が存在していること、である。以下、それについての葦津の考え方を詳しく見てみよう。

まず、憲法解釈の問題である。そこには、幾重もの間違いが積み重なっているという。葦津によると、日本の憲法は、日本の国体——古代以来の国史——を具体的成文的に制定したものであるので、国体が理解できれば憲法にも何の疑義も起こらないし、研究の必要もない、という。つまり、日本の憲法を知るには、国体を解し国史を究めることが何よりも必要があるので、「文學博士なら聞えて居るが法學博士は少し見當違ひ」ということになる。これ、学位に関する見当違いである。

ところが、学者達は、日本の憲法の解釈に歐米の国体や歴史を利用して「愚にもつかぬ論文とか著書などをして、學士とか博士とかを貰つて居」り、「日本の國體に至りては我關せず焉ですまして居るのである」。これ学者の見当違いである。そして、世間には、そうした論文や著作を読んで感心している「馬鹿者」がほとんど全部である。

前節で見たように、祭政一致こそが日本の国体であり、それを理解せずに正しい憲法解釈は不可能である。
「我國の祭祀は、……實に我帝國の無始無終の生命にして我國體の精神であり根基である故に憲法及法律教育等苟も治國の要道は皆盡く此祭祀に起源せざるべからざるものである。以是祭祀の意義精神を體得了解し得ずしては到底我國の憲法又は教育勅語等の眞意義を了解し得らるべきものではない」⁽²⁵⁾。

にもかかわらず、前述の見当違いを重ねた結果、「かゝる間違を基礎として發達した帝國議會であるが、現在の帝國議會は間違の結晶とも云ふべきだけに實に間違の府」となっているのである。では、正しい帝国議会の姿とは如何なるものであろうか。

そもそも我が国における政事は、素戔鳴尊の出現による天照大御神の天岩屋戸かくれに端を発するという。そこで、「即ち八百萬神は天安河原に神集ひに集ひ神議りに議り、以て天祖に對し奉り再び國土に君臨して、蒼生を愛撫教養せさせ給はん事を奏請したからにして、茲に天祖再び出現し給ひて始めて百官有司を設け給ひ、國政は盡く八百萬神

の神集神議によりて決定せらるゝに至つたのであり、ここに政体の始源が求められる。そして、慶応三（一八六七）年の王政復古の宣言を経て、翌年三月に明治天皇が天神地祇に誓つた国家の基本方針である五箇条の御誓文の第一条「廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ」こそ、「我國の政體を元始に復古すべきを誓ひ給ひしもの」であり、「憲法の欽定は實に此御誓文の御實行にして、帝國議會は此憲法によりて產出せしもの」であるからには、「帝國議會に臨みて大政を翼賛し奉るべき議員各自は、宜しく神集ひに集ひ、神議りに議るべきである」。

葦津は、この「神集神議」の語をどのように解していたのだろうか。神（カミ）の音韻分析から語義を考察したうえで、それを端的に「神集・神議とは公明正大の心を以て集合集會し、公明正大の心を以て評議決定するの意」であると述べている。さらに、公明正大とは理非曲直、利害得失を超えたもので、宇宙の心、神の心、天皇の大御心などがそれにあたり、この公明正大の心は、「神人合一の實行」によつて体得するものである。つまり、天皇の神事の一つである大政を翼賛するためには、帝国議會議員もまた、公明正大の心をもつて議会に臨むことが必要となるのであり、「皆此の大御心を心としたる結果、即ち君民一致上下心を一にしたる結果にあらずんば」、議員としての資格がないのである。

「議員は、天皇を中心とする國民の總意を代表し、公平無私であらねばならぬ。一黨一派に拘束せられたり、若しくは一黨一派の代表者として、議會に臨むべきものではない。議會の神聖は、議員の公平無私によりて、始めて全うせらるべきものである。若し議員が偏倚せる一黨一派の代表者であり、議會が政黨の政權爭奪場であるならば、議會の神聖を保つべからざるは愚か、議員は國體及び憲法の破壊者となり、議會は、國賊の巢窟場とならねばならぬ」。

政党は、「利害得失によりて集團するもの」で「國政の運用上國民相互に主義理想を異にし、又は利害得失を同ふせざるより起るものであるからして、政黨は必ず一方に偏し一面に僻したるものなることは確實」⁽²⁸⁾であり、「其の代

表者は、國民總意の代表ではないのである。⁽²⁹⁾ このような政党には、到底公明正大、公平無私の政治ができるはずがない。

帝国議会が「餓鬼集ひ餓鬼議り」に陥っているのは、前述のごとく、学者たちの憲法解釈が歐米流のものであり、一般国民もまたそれにミスリードされたからに他ならず、その結果「我國に許す可らざる政黨」が成立し、このような仕儀に至つたのである。

ここに至れば、葦津が政党政治を撲滅すべきものと捉えていたことは論を俟たない。議員のみならず、政府に関わる國務大臣から官公吏にいたるまで天皇の統治権を發動する機関である以上は、公明正大の心をもつて事に当たらねばならず、政党との関係は絶つべきであると考えられる。

「組閣の大命降下せし場合は、其の者は、全然黨籍を脱して不偏不黨の人となり、而して後、始めて大命を挙受すべきものである。今日の如く、政黨に籍を置きながら閣員に列するが如きは、天皇の内閣、國家の政府、天下の公器を悉く一黨一派に於て私し、天皇の神政を蔽ひ奉つて、朋黨の專政とするのである。是れ國體の破壊である。將來斷じて許すべきものでない」⁽³⁰⁾

「然るに今日世上我國の内閣は政黨内閣でなければならぬとか、又は政黨に基礎を置かねばならぬとか論するものあり、否舉世渦々として此の論旨に共鳴せるものの如くであるが、是れ何たる淺薄極まる愚論であるぞ」⁽³¹⁾

あるいは、政党政治が不可なる理由を、次の様にも論じている。

「抑も、政府大官は政治の執行者である。今日の銀行會社で謂へば、業務執行の取締役である。議員は協賛者であり、監査役である。故に議員は、政府の政治執行に對し、批判者たり、監視者たるの責務を有するものである。……執行者と監視者とが、同一人であつては、不正行爲の行はるゝは、必然であるからである。夫れにも拘らず、今日の政黨屋は、監査役たる議員にあらざれば、取締役たる政府者となる事は出來ぬ。其以外の者が、政

府者となる事は、非立憲であると主張するのである。何と亂暴なる言分ではないか。斯る亂暴なる憲法の條項が何處にある」。⁽³²⁾

これは、昭和三（一九二八）年一月の「皇國の病源と治療法」での論であるが、この年の二月には最初の普通選挙が予定されており、それに対し同論のなかで党人が政権を壊滅できないように、「國民が覺醒して、決して、政治プローカーの政黨屋に投票せぬ事」で「絶對多數黨を作らぬ事」であり、無產政党なども階級対立を前提としており、禁止すべきであると強調している。

天皇の大政を担うという点では、官公吏もまた政党との関係を断たなければならないことは、言うまでもない。「官公吏ノ職責ハ、無私公平ノ立場ニ於テ、國利民福ヲ、不一一體トシテ、擁護誘掖スル」ことにあるので、「官公吏ハ、政黨派ニ關與スルヲ得ザル法文ヲ制定」しなければならない。⁽³³⁾

さて、ここまで葦津の政党反対論をみてきたわけであるが、その根底にあるのは、政治に関わるあらゆる者が、統治者である天皇の大御心を自らのものとして務めなければならない、という考え方であつた。そして、天皇の大御心は、公明正大、公平無私という語で表されるのである。

では、議員、閣僚、官僚、あるいは国民一般は、どのようにすれば公明正大なる心をもつことができるのか。それは、禊祓の嚴修によつてである。見よ。

「外國の人や外國の宗教については隨分至難の事であるけれども、我國の神道に依れば實に容易の業である。少し性質の宜しき者は一週間、大抵の馬鹿者でも一週間を三回重ねて禊祓の實行をなせば、佛者の所謂大我の域に達し、天皇の大御心を窺ひ奉る事を得るものである。故に我國體に違はず我憲法に反せざる議會を組織するには、貴衆兩院議員をして左の二項を實行せしむるの必要がある。

一、貴衆兩院議員に當選したる者は政黨派に關係することを得ず。

一、貴衆兩院議員に當選したる者は必ず我國の國體を知得し、神人合一を體得する爲め一週間以上の禊祓を行ふべし。

右二項を實行せしむる事となれば、我帝國議會は實に神聖にして崇嚴なる公明正大の議場となり五條誓文の聖旨に叶ふ所の、立派なる日本的議會となるのである」。

さらに、「國民が一日も早く此理（政党が有害無用であること）——引用者註）を悟りて政黨をやめ、禊祓の實行さへすれば、國政は公正に行はれ國運は隆々として發達するのである」。

禊祓は、葦津の神道祭祀論の核となる行法である。⁽³⁴⁾人は、禊祓を實行することで神人不二一体の境地に到達する。だからこそ、公明正大の心の体得も禊祓を通じてこそ可能となるのであろう。

かくして、國家の危機を救済することは、再び祭祀の問題と直結して、その精神の復興こそが喫緊の課題として浮上してくる。

三、外交・軍事

ここまで、国内政治に関する葦津の言説を見てきたわけだが、論じている例は少ないが、外交と軍事についても考察しておきたい。

外交、軍事と言つても、勿論、天皇政治の範疇に入るものであり、その根底に流れる精神は同じである。前節で述べた如く、天皇の「シラス」政治は、国内のみにおいて完結するものではなかつた。「シラス」政治の本義を徹底せしむることに依つてのみ、日本國內は素より、普く世界萬邦に亘りて、行き詰れる現状を開拓し、渾然たる理想の境地に到達し、茲に神國を顯現し得るのである」。⁽³⁵⁾

それでは具体的に、葦津は日本の外交をどのように眺め、どのような方が望ましいと考えていたのだろうか。

葦津は、外交の目的は、相互の福利の増進であり、そのため相互の正義の交換が必要であると考えていた。

「然るに我國外交の跡を見るに、強國の不正義に對しては、之を甘受し、徒に阿諛迎合し、又自國眼前の利益なりと信じた場合には、不正義をも敢行して憚らざりし事實、歴然たるものがある。是れ即信を萬邦に失ひ、自國を窮地に陥るものである。今日隣邦支那に迄信を失ひ、國辱を繰返しつゝあるは當然である。宜しく當局者は外交の原理原則を體得し、敢て他國の不正義を許さざると共に、決して我より不正義を仕向けてはならぬ。此れ國家相互の福利増進の唯一方途であると共に、外交の原理原則である」⁽³⁶⁾。

ただ、これだけであれば、日本の国体に相應しい固有の外交方針とは言えず、一般的に妥当する見解であろう。もちろん、「シラス」政治を「親切」政治と換言する葦津にとつても、至極当然のことである。では、このような外交の原則を導き出す背景となる世界觀は、どのようなものであったのか。

「我が國の使命は、世界の正義と平和とを、天壤無窮に確立すべく、彼我一體、共存共榮の基礎の下に立國せられたのである。故に世界を正義化する爲めには、宜しく此の精神を以て、積極的活動をなすべきである」⁽³⁷⁾。

ここで、世界平和の確立は日本建国以来の使命であると捉えられている。何故に極東の小国である日本が、そのような大使命を負っているのか。見よ。

「天地開闢ノ時、原人ノ始祖伊邪那岐、伊邪那美ノ二神、天神ノ命ヲ受ケテ、淤能暮呂島トシテノ地球ヲ修理固成スベク、下界ニ降臨シ給フヤ、國土神人ヲ始メ、有ユル萬有ヲ生成シ給ヒ、最後ニ、三貴子ヲ生成シ給ヒテ、天照大神ニ言依スニ、高天原ニ登臨シ、世界邦土ヲシテ、生々不滅、平和幸福ト自由トヲ享有セシメ給フベキヲ以テシ給フ。是ヲ以テ天照大神ハ世界人民ニ對スル天業ヲ分掌セシムベク、皇孫ヲ世界トシテノ葦原ノ中津國ナル國ノ中ノ國ニ君臨セシメ、授クルニ三種ノ神器ト、天津神籬、天津磐境トヲ以テシ。其ノ報本反始ノ至誠ニヨ

リ、神人合一ノ神體ヲ體現シテ、至明至正ノ天德ニ位シ、以テ永久ニ其天業ヲ繼承シ給フベキヲ勅シ給ヘリ。以來、累世奕葉、此ノ神勅ヲ體現シテ、中津國ヨリ四海ニ臨ミ、以テ現津神トシテ、廣ク蒼生ヲ愛撫教養セサセ給フ。是レ即チ至明至正ニシテ、至仁至德ナル天位ニ位シ、以テ宇内ニ君臨セサセ給フ大本ナリ。此レ其ノ寶祚ハ天壤ト共ニ窮リ無ク、而シテ其ノ中津國ナル國土民人ノ永久ニ平和幸福ナル所以ナリトス。是ヲ以テ之ヲ見レバ、國土民人ノ平和幸福ハ、天皇ノ天業ニシテ、此ノ天業ハ、天壤ト共ニ無窮ナル天皇ノ至德ニヨリテ、實現セラレ、天皇ノ至徳ハ、天祖ノ授ケ給ヒシ天津神籬、天津磐境ノ神教、即チ祭祀ノ實行ニヨリテ體顯シ給フ所ナリ。我國ノ歴朝、祭祀ヲ以テ、至重至大ノ行事トシ給フ所以ノモノ偶然ナラザルヲ知リ得ベク、敬神崇祖ヲ以テ、我國民道徳ノ根源トシ、國體ノ大本トナス所以モ、蓋シ亦窺知シ得ベキナリ」。

「若シ夫レ此ノ天德ヲ發揚シ、此ノ任務ヲ顯現ゼン歟。世界萬邦ノ人類民族ハ、之レニ由リテ以テ、一道ノ光明ヲ得、昔年ノ迷夢ヲ覺醒シテ、正道ニ進ミ、蒙昧ヲ啓キテ、正義ニ歸スルヲ得ベク、世界萬邦、茲ニ始テ絶對平和ノ域ニ達シ、人類民族、茲ニ始テ無上ノ慶福ヲ享受スルニ至ルヲ得ベシ^{〔38〕}」。

ここでは、岐美二神の国生み神話が、この地上世界全体の生成として解釈され、日本は世界の中心としての中津国である。そして、高天原にあって世界の平和、幸福、自由を司るよう委ねられた天照大神は、人間世界に平和幸福を齋すべく高天原から中津国に皇孫を降臨させたのであつた。そして、その子孫である歴代の天皇は、不斷の祭祀の嚴修を通じて現津神として、天壤無窮に世界の永久平和の天業を全うすることができるのであり、それこそが世界を修理固成することなのである。

そして、世界人類の救済と永久平和の実現という天皇の使命は、世界で唯一天皇を奉戴する日本国民の使命でもあり、祭祀によつて神人合一を体現して君民一体となり、この天業を翼賛しなければならない。

さらに、天津神籬、天津磐境の教えをもたない、つまり祭祀行事を知らない外国人であつても、世界人類の国利民

福に貢献した者は、その神靈を宮中神殿に奉祀して勲功を記念し、英靈を慰藉すべきである、という。なぜなら、外国人とはいえ、修理固成の天業は中津国としての日本のみならず、世界全体に及ぶものであり、それこそが神話解釈から得られた日本が担う建国以来の使命なのであるから。

以上を要するに、日本の天分使命は、皇孫である歴代の天皇による「知らす政治」の執行によつて「先づ我國を平和幸福ならしめて以て世界萬邦に範を示し、世界人類をも平和幸福に指導誘掖する事」⁽³⁹⁾であり、「天皇政治が徹底するに従ひ、功利的、對立的の世界各民族は、鬭争の慘禍に堪へず、平和郷の神國を羨望しつつ、漸次、天皇政治に歸依すべきは當然」⁽⁴⁰⁾である。

軍事力の発動としての戦争は外交の特殊な形態であり、同様の信仰的世界觀に基づいて理解される。

葦津は軍事の目的は、「平和の保證、正義の發揚」であり、

「一旦正義が破るれば、直ちに不平和を招來するのである。故に國家は常に充分に、武備を整へて自國の正義を保持し、且他國の不正義をも撃退するの準備がなくてはならぬ。是れ即平和の保證であると共に正義の發揚である。即萬生無殺の神武である」。

さらに、單に物理的な軍備のみでは不完全で、それを用いる武人の精神的修養、つまり正義觀念や倫理道德觀念を養成する武道の修養が必要となる。それは、「神慮」に慮り、神祓ひと云ふ精神の養成である⁽⁴¹⁾。

すなわち、「我が國の武道は、破邪顯正の神武」であり、「世界平和の確立を以て其の任とするものである」ので、「我が皇國の使命たる、世界の救濟、樂土の建設には、絶對神聖なる、天皇の神武の煥發によらなければならぬ」のである。⁽⁴²⁾

これに対して、外国の武は、神武ならぬ瀆武であつて、堕落性のものであるという。よつて、日本国民は神武の実行に努めて、「世界萬邦をして神武の如何なるものかを知らしむると共に、我國の神武に神習に習はしめて」、天皇及び日本国民の大使命である「世界永久の平和を實現」しなければならない。⁽⁴³⁾

こうして、道徳的に低級な功利的、侵略的国家が議論する国際連盟、軍縮会議、不戦条約等は、如上の使命を帶びる日本が参加すべきではなく、神武が頽靡しないように向上發揮に努め、軍備の充実を計るとともに、この神武を諸外国に理解させた後に脱退すべきである、とも述べている。

いかにも軍国主義の権化という印象を免れないが、次の支那事変時における戦争論を一読すれば、それも払拭されるのではないだろうか。

「抑戦争と云ふものは國家人類の最も不祥事であつて、國家の死生存亡に關する絶對的理由によるあらざれば之を敢行すべきものではない。故に戦争を開始するには當初に於て其の目的と理由とを中外に闡明して堂々戦を進むべきである。其目的と理由とが共存共榮の大義に合致するものであるならば、既に戦はずして勝を千里に決し得るものである」⁽⁴⁴⁾

「凡て戦争の目的は、敵の不正義を反省せしめて正義に立歸らしむる事でなくてはならぬ。無殺萬生の劍とも云つて、先方を殺す爲ではなくて先方を生かす爲でなくてはならぬ」⁽⁴⁵⁾

長期化する支那事変を解決に導くのは、軍事力の優劣ではない。

「日本政府當局が過去を反省して、我國の自性を知り、我國の天分使命性命を知り、國體を知りて、之に對する政治の要諦が「愛しみ」即ち親切の發揮實行に外ならぬ所以を知りて、國民に卒先して親切の行者となりて範を天下に示し、以て内治外交に及ぼさなくてはならぬ。若し斯くの如くんば、内日本國家は直ちに神國となり、外世界萬邦は天皇の御稟威に悦服し奉るであらう」⁽⁴⁶⁾

ここにおいて、全ては眞の国体の顯現へと取斂するのである。

おわりに

明治以来、あらゆる分野で欧化が節操なく推進される反面、土着のものが後景へ退き、あるいは消滅しようとし、日本という国家そのものが頽廃の危機に直面していることを憂慮した葦津が追い求めたものは、始源への回帰による国家の再生であった。彼の世界観においては、神話的世界が、現実世界に連続的に直結する。天地開闢の時から日本は、世界の修理固成という大きな使命を帯びて現在に至っているのであり、修理固成は不斷の努力を通じて無窮に続く呑みである。

天照大神によつて下された神勅に基づく祭祀の完全なる実行と、祭祀の精神を体した政治こそが、日本と世界を救済し、永遠の幸福を齋す修理固成を実現するのである。しかし、第一次世界大戦後の日本と世界は、それまで以上の頽廃、墮落が顕著である。先ず、日本が自らの眞の姿を取り戻さなければならない。祭政一致の国体の顯現こそ、國家再生の鍵である。

「祭祀の完全なる實行さへ、行はれて居れば、如何なる外國の學理、學說、思想、道徳が輸入せられても、完全に之を包容し、咀嚼し、消化し、善化し、美化して、遂には原産以上のものとして、實現、實行し得る」。⁽⁴⁷⁾

国体にそぐわない西歐流の憲法解釈が行われるのも、祭祀の精神、内容が充実しないためであり、その結果が、「餓鬼の陳列場」と化した帝国議会と、政党の出現であった。

「我國は祭政一致の國である、政治即道義、道義即政治の國である。政治を離れて道義なく道義を離れて政治はない。それは天皇は道義の根本體なると同時に政治の根本體であらせらるゝからである」。⁽⁴⁸⁾

ここで政治に期待されるものは諸利害の調整などの役割ではなく、道義の実現である。それはまた、祭祀を通じて

神人一如となつた天皇の大御心を己が心とする国民の存在があつて始めて可能となるのであつた。そのためには、国民もまた、完全なる祭祀を執行しなければならない。神官神職が負う責任は重大である。

葦津にとつて、祭祀の復興こそが、危殆に瀕する国体を救う維新実現のための刻下の急務であつた。

註

資料からの引用に際しては、漢字・仮名遣いは可能なかぎり原文のままでし、傍点・圈点は省略した。また、ルビは、原文のまま施した。

- (1) 橋川文三『昭和ナショナリズムの諸相』筒井清忠編（名古屋大学出版会、平成六年）に所載の諸論を参照した。
- (2) 葦津耕次郎と川面凡児の関わりについては、葦津珍彦「今泉定助先生を語る」（『今泉定助先生研究全集』第一巻（日本大学今泉研究所、昭和四十四年））に述べられているが、筆者も別稿で論じる予定である。
- (3) 葦津耕次郎「皇道顯明現提議」（大正八年三月、『平沼駿一郎文書』（国立国会図書館憲政資料室蔵）所収の平沼宛葦津書簡）。
- (4) 葦津耕次郎「臺閣諸公ニ呈スルノ書」（大正十三年八月、『神社協会雑誌』第三三年第六号、大正十三年十月、所収）。
- (5) 葦津耕次郎「呈神社調査會委員之書」（大正十二年、葦牙會編葦津耕次郎翁還歴記念出版『あし牙』所収、昭和十五年、五四頁）。
- (6) 葦津耕次郎「神道に對する余の信仰」（『皇國』三三〇号、大正十五年六月）。
- (7) 同右。
- (8) 以下の研究を参照。大原康男『現御神考試論』（暁書房、昭和五十三年）、嘉戸一将「正統性と〈理性〉——井上毅と法・行政の礎——」（『日本文化環境論講座紀要』三・四号、平成十三・四年）など。
- (9) 葦津耕次郎他「昭和維新案」（松本学文書）（国立国会図書館憲政資料室蔵、昭和八年）、七頁。この「昭和維新案」は、葦津の他、頭山満、馬場慶治、今泉定助、杉山茂丸、五百木良三、吉田茂、安岡正篤の連名での提唱になつてゐるが、「松本学文書」には昭和七年十月付の葦津による立案文書が收められている。

(10)

葦津耕次郎「國難に直面して我政府當局の反省を望む」(昭和十四年、『葦津耕次郎遺稿』) 国難に直面して政府當局の反省を望む。昭和十五年)、九頁。

- (10) 葦津耕次郎「國難に直面して我政府當局の反省を望む」(昭和十四年、『葦津耕次郎遺稿』) 国難に直面して政府當局の反省を望む。昭和十五年)、九頁。
- (11) 同右、一〇頁。
- (12) 同右、一一頁。
- (13) 同右、九頁。
- (14) 同右、一二頁。
- (15) この点、前掲註(9)「昭和維新案」においても以下のように論じている。
「シラス」政治、即、天皇政治としては、此等悉くの各民族に對し、其民族の固有性、即、天分使命を明白に知召し給ひて、之を尊重し、之を助長し、發達大成せしめ給ふべきものである。」
- (16) 前掲註(10)、葦津耕次郎「國難に直面して我政府當局の反省を望む」、一二一四頁。
- (17) 前掲註(9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (18) 同右。
- (19) 同右。
- (20) 前掲註(4)、葦津耕次郎「臺閣諸公ニ呈スルノ書」。
- (21) 前掲註(9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (22) 葦津耕次郎「國政運用の根本義」(『神社協会雑誌』第二三年第一号、大正十三年四月)。
- (23) 前掲註(4)、葦津耕次郎「臺閣諸公ニ呈スルノ書」。
- (24) 葦津耕次郎・頭山満・今泉定助「國家肅正の大策」(昭和十年)。このパンフレットは、三人の共同宣言という形式をとつてゐるが、冒頭に葦津の起稿によることが記されている。
- (25) 葦津耕次郎「神集神議と帝國議會」(『あじ牙』大正八年七月、所収)。以下、本節における引用で註記しないものは、この論文による。
- (26) 葦津耕次郎「帝國の生命を復活せよ」(『皇國』二八五号、大正十一年八月)。

- (27) 前掲註 (9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (28) 前掲註 (22)、葦津耕次郎「國政運用の根本義」。
- (29) 前掲註 (9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (30) 同右。
- (31) 前掲註 (22)、葦津耕次郎「國政運用の根本義」。
- (32) 葦津耕次郎「皇國の病源と治療法」(「あし牙」昭和三年、所収、一七二頁)。
- (33) 前掲註 (24)、葦津・頭山・今泉「國家肅正の大策」(昭和十年)。
- (34) 「禊祓は即ち報本反始の實行にして、神人合一の實現なり。……神道の門戸なると共に、神道の堂奥なり。禊祓を實修せざる人は、共に神道を語るべからず。又共に人道を行ふに足らず。禊祓は實に神道即人道の始めなると共に終りなり。神人不二體の大道なり」。(葦津耕次郎「神道と禊祓」『あし牙』大正八年、所収、一四頁)。
- (35) 前掲註 (9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (36) 葦津耕次郎「國體と國政」(「あし牙」大正十五年、所収、一二六頁)。
- (37) 前掲註 (9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (38) 前掲註 (3)、葦津耕次郎「皇道闡明提議」。
- (39) 前掲註 (10)、葦津耕次郎「國難に直面して我政府當局の反省を望む」、七八八頁。
- (40) 前掲註 (9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。この考證方は、葦津が「敵国降伏」論として説いたものと一貫する。彼の「敵国降伏」論及び次の「武」論について、拙稿「葦津耕次郎の對外觀——「敵国降伏」と朝鮮への眼差しを中心にして」(『神道宗教』第一九一号、平成十五年七月)を参照のこと。
- (41) 前掲註 (36)、葦津耕次郎「國體と國政」、一二七頁。
- (42) 前掲註 (9)、葦津耕次郎他「昭和維新案」。
- (43) 前掲註 (36)、葦津耕次郎「國體と國政」、一二七一八頁。
- (44) 前掲註 (10)、葦津耕次郎「國難に直面して我政府當局の反省を望む」、一二頁。

- (45) 同右、二三頁。
(46) 同右、一七頁。
(47) 前掲註(32)、葦津耕次郎「皇國の病源と治療法」、一六八頁。
(48) 前掲註(10)、葦津耕次郎「國難に直面して我政府當局の反省を望む」、一三三四頁。